

蓮田市立小・中学校

令和6年度

タブレットPC ご利用の手引き

児童生徒・保護者用



蓮田市教育委員会

目 次

1	タブレットP Cの利用について	2
2	機種及び付属品について	3
	はじめにお読みいただきたいこと	3
3	タブレットP C等の利用上の注意事項	4
3-1	タブレットP C等を利用する上での約束	4
3-2	持ち帰り時の取扱いについて	5
3-3	禁止事項について	5
3-4	制限事項について	6
3-5	情報モラルに関すること等	7
3-6	よくある質問内容	8
4	タブレットP Cの初期設定等について	9
4-1	タブレットP Cの起動・家庭内ネットワークへの接続方法	9
4-2	学習ソフトについて (Teams など、スカイ、e ライブラリ)	10
5	タブレットP C等の紛失・破損の対応について	12
5-1	タブレットP C等紛失届	13
5-2	タブレットP C等破損届・修理願	14
6	タブレットP Cを安全に使用するために	15

1 タブレットP Cの利用について

□■ 児童・生徒・保護者のみなさまへ ■□

蓮田市では、文部科学省が推進する「G I G Aスクール構想」の実現と、コロナ禍における子どもたちの学びを保障するため、小・中学校の子どもたちへ1人1台のタブレットP Cを導入することといたしました。

グローバル化や人工知能の飛躍的な進歩等により、変化が激しく予測不可能な社会においてI C Tを活用することは必要不可欠なものとなっています。

小学校及び中学校の学習指導要領では、「情報活用能力」を言語能力や問題発見・解決能力と同様に、「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けています。また、文字入力などの基本的な操作の習得や、プログラミング的思考の育成が、小学校の学習指導要領に盛り込まれました。

また、教育の情報化において、情報活用能力の育成、I C Tを効果的に活用した分かりやすく深まる授業の実現を図り、一人一人に個別最適化された学びや創造性を育む学びの実現につながるよう新しい授業づくりを推進してまいります。

子どもたちがI C Tを正しく理解し、自分の夢や目標を持ちながら、学習に、学校生活に意欲的に取り組んでいくことができるよう、本手引きに記載のルールや制限事項などをご理解いただきますようお願いいたします。

令和3年5月

蓮田市教育委員会

※ 「I C T」とは

Information and Communication Technology（インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー）の略で、通信技術を使って人とインターネット、人と人が繋がる技術のことです。

※ 「G I G A」とは

Global and Innovation Gateway for All（グローバル アンド イノベーション ゲートウェイ フォーオール）の略で、「すべての人に国際的、革新的な入口を」という意味です。

2 機種及び付属品について

- ・ 本 体 FUJITSU 10.1 型ワイド防滴・防塵タブレット
 ARROWS Tab Q5010/EEG (GIGA スクールモデル)
- ・ 付属品 AC アダプタ



・ はじめにお読みいただきたいこと

この機種は、原則インターネットに接続できる環境で利用するタブレット P C です。

1) タブレット P C (ARROWS) の特徴

- ☐ OS は Windows です。また、QR コードリーダー搭載ですので教科書と連動して活用できます。
- ☐ 画面とキーボードは、取り外し可能となっており、用途に応じた使用が可能です。
- ☐ 防滴・防塵仕様で、落下衝撃にも強い頑丈な設計になっています。
※頑丈な設計ではありますが、精密機械ですので使用する際は御注意ください。
- ☐ 急速充電に対応しており、1 時間で約 80% の充電が可能です。

2) タブレット P C の充電について

タブレット P C の充電状況をよく確認しておいてください。基本的には、学校の充電保管庫で充電することになります。使用しないときや放課後は、充電保管庫において保管・充電を行います。

3 タブレットP C等の利用上の注意事項

タブレットP C等は、学校および家庭での学習で活用していただく情報機器です。タブレットP C等は児童生徒に貸与し、入学から卒業まで利用します。紛失・破損しないよう、以下の事項を遵守してください。

3-1 タブレットP C等を利用する上での約束

- ☐ タブレットP Cは学習のためのツール（道具）として利用します。
- ☐ タブレットP Cで、SNS やネットゲームの利用はできません。
- ☐ 長時間の使用はせず、学校や家庭での約束を守り、健康に留意して使用します。
- ☐ 紛失、盗難、破損した場合は、速やかに学校に報告します。
- ☐ 第三者に使用させたり、貸与したりしません。また、他人のタブレットP Cに、本人の許可なく触れることを禁止します。
- ☐ 許可なくアプリケーション等のソフトウェアをインストールするなど設定の変更はしません。
- ☐ 故意又は重大な過失によりタブレットP C等を損傷させたときは、機器又は相当の対価により弁償し、又は現状復旧に要する費用を負担します。
- ☐ 他人の画像・音声・動画・個人情報（名前、住所等）は、本人の同意にかかわらず送信・公開しません。
- ☐ カメラ撮影・動画撮影（スクリーンショットを含む）を行うときは、撮影される人の許可を得るようにします。他人の所有物を無断で撮影しません。
- ☐ パスワードは、他人に教えません。自分で管理します。
- ☐ インターネット上でコメント等をするときは、相手を思いやり、傷つけたり不快感を与えたりしないようにします。
- ☐ 必要に応じて、教育委員会又は学校がタブレットP C等の利用履歴を確認します。
- ☐ タブレットP Cを利用しないときは、充電保管庫へ入れるようにします。

3-2 持ち帰り時の取扱いについて

- タブレットP Cは基本的には学校での保管となります。持ち帰り指示があった場合、次に登校する際には忘れずに持参してください。
- タブレットP Cを充電する場合は、共に貸し出すA Cアダプタで充電してください。
- 家庭で利用しているネットワークへの接続は、Wi-Fi 接続設定を行うことにより利用が可能になります。信頼できる Wi-Fi への接続をお願いします。
- 長時間や深夜の使用はせず、学校や家庭での約束を守り、健康に留意して使用します。

3-3 禁止事項について

1) アカウント名の変更

Windows におけるアカウント名は初期のままで使用します。

2) ソフトウェアの管理

ソフトウェアの管理は本市が行います。必要なソフトウェアのインストールは、学校全体で統一して行います。

3) 本市が貸与したタブレットP Cのみ、学校に持ち込むことができます。

4) 学習目的以外のサイトの利用について

学習目的以外のサイトを利用することはできません。有害サイト等への接続を防止するため、接続サイトのログが記録されます。悪質な場合は利用停止とします。

5) 本市のセキュリティシステムについて

本市では、高度なネットワークセキュリティシステムを整備し、皆さんのタブレットP Cや校内P Cを不正なウィルスやアクセスから守っています。これらのシステムを削除したり、故意に破壊したりするような行為を行ってはけません。

6) 他人の I D の不正利用の禁止

他人の「I D ・パスワード」を利用する行為は禁止します。

3-4 制限事項について

1) パスワードについて

パスワードは、タブレット P C 貸与時に伝達します。このパスワードを継続して使うことになります。

2) パスワードを忘れた場合

自分の設定したパスワードを忘れてしまった場合には、速やかに担任へお申し出下さい。

3) タブレット P C の貸し借りについて

タブレット P C は、本市から貸与されているものです。他人との貸し借りは禁止します。それによって、無用なトラブルを防ぐことができます。責任をもって個人が大切に使用してください。なお、先生の指示がある場合は、この限りではありません。

4) 破損について

タブレット P C は精密機械です。大切に取り扱いってください。タブレット P C は、防水ではありません！！ トイレやバスルームで使うと誤作動の原因となるだけでなく、水没することもあります。

万一破損や紛失等があった場合には、すぐに担任へ申し出るとともに、巻末の「タブレット P C 等紛失届」(様式第 2 号-1)「タブレット P C 等破損届・修理願」(様式第 2 号-2)をコピーして必要事項を記入の上、速やかに担任へ提出してください。紛失や故障の状況によっては、ご家庭に修理費等をご負担いただく場合もありますので、ご注意ください。

3-5 情報モラルに関すること等

1) インターネットやメールについて

インターネットやメール等の使い方には、十分に注意してください。これらは、誤った使い方をすると他人を傷つけたり、自分が傷つけられたりする道具となってしまいます。

2) 個人情報について

自分または他人の画像・音声・動画・個人情報（名前・住所等）は、本人の同意にかかわらず撮影・所持・送信・公開してはいけません。パスワードの管理も自分で行います。

3) 機器依存症について

ご家庭での「タブレットPC使用」や「インターネット接続の判断」は保護者の方にお任せいたします。ただし、授業等で提示された課題やプリント類を、家庭学習の課題で出すことがあります。家庭で深夜まで長時間タブレットを使うことは望ましくありません。ご家庭での約束の下、健康・安全に使用していけるようご協力をお願いいたします。

お困りの場合には遠慮なく担任へお申し出ください。その場合、保護者と相談の上、タブレットPCを一時的に預かる等の対応を検討いたします。

4) タブレットPCに貼ってあるシールをはがさないでください。

子どもたちは全員が同一機種を使用しますので、シールに書いてある番号で誰がどのタブレットPCを使用しているかを把握しています。

5) 健康への配慮

使うときは姿勢を正し、画面に近づきすぎないように気をつけます。また、長時間の使用や深夜の使用にならないよう、学校やご家庭での約束を守り、30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませます。

タブレットPCを使うときのポイント

- ① 明るさ 明るい場所で使いましょう。
- ② 姿勢 机の広さを確保し、正しい姿勢で使いましょう。
- ③ 時間 長時間、画面を見続けないようにしましょう。

画面の角度を傾けるポイント

目と画面との距離を **30 cm** 以上離す

目線が画面に **直角** する角度に傾ける

画面に照明が **反射しないよう** 調節する



3-6 よくある質問内容

- 1) タブレットP Cをすでに持っているのですが、これを学校で使っても良いですか？

ネットワーク保護の観点から、持ち込まれたタブレットP C等の情報機器は校内ネットワークに接続できません。

- 2) 卒業後はそのまま使ってもよいのですか？

このタブレットP Cは、本市の所有となっています。小学校卒業時および中学校卒業時には速やかに返却をお願いします。また、次の新入生が使いますので、丁寧に使ってください。返却は、『タブレットP Cの本体、A Cアダプタ』等の付属品も含めた一式をお願いします。また作成・保存したデータの削除もお願いいたします。

- 3) 辞書は必要ですか？

タブレットP Cを使ってインターネットに接続すれば、言葉の意味は調べられます。特に辞書が必要ないという児童・生徒もいるでしょう。しかし、言葉を覚える観点から、考えて辞書等を引く習慣を身に付けておくことが望ましいと考えます。

- 4) 家庭で使用しているネットワークに接続できますか？

タブレットP Cは校内にいる間は自動で校内ネットワークに接続します。また、家庭においては、家庭のWi-Fi 環境への接続設定を行えば利用が可能です。ただし、接続にかかる費用は、各家庭のご負担となります。

- 5) タブレットP Cを破損・紛失してしまったらどのようにすればよいですか？

紛失や破損した場合は、巻末の「タブレットP C等紛失届」(様式第2号-1)「タブレットP C等破損届・修理願」(様式第2号-2)をコピーして必要事項を記入の上、速やかに担任へ提出してください。紛失や故障の状況によっては、修理費等をご家庭にご負担をいただく場合もありますので、大切に请使用ください。

4 タブレットPCの初期設定等について

4-1 タブレットPCの起動・シャットダウンの仕方

1

電源ボタンを押す



ログイン画面が表示されます



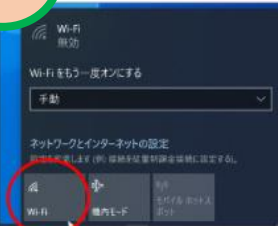
2

トップ画面右下の「⌂」をクリック



3

自分の家のWi-Fiを選ぶ



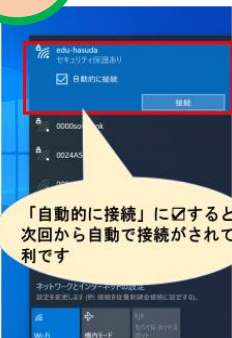
Wi-Fiをオンにする





4

「自動的に接続」にすると、次回から自動で接続がされて便利です



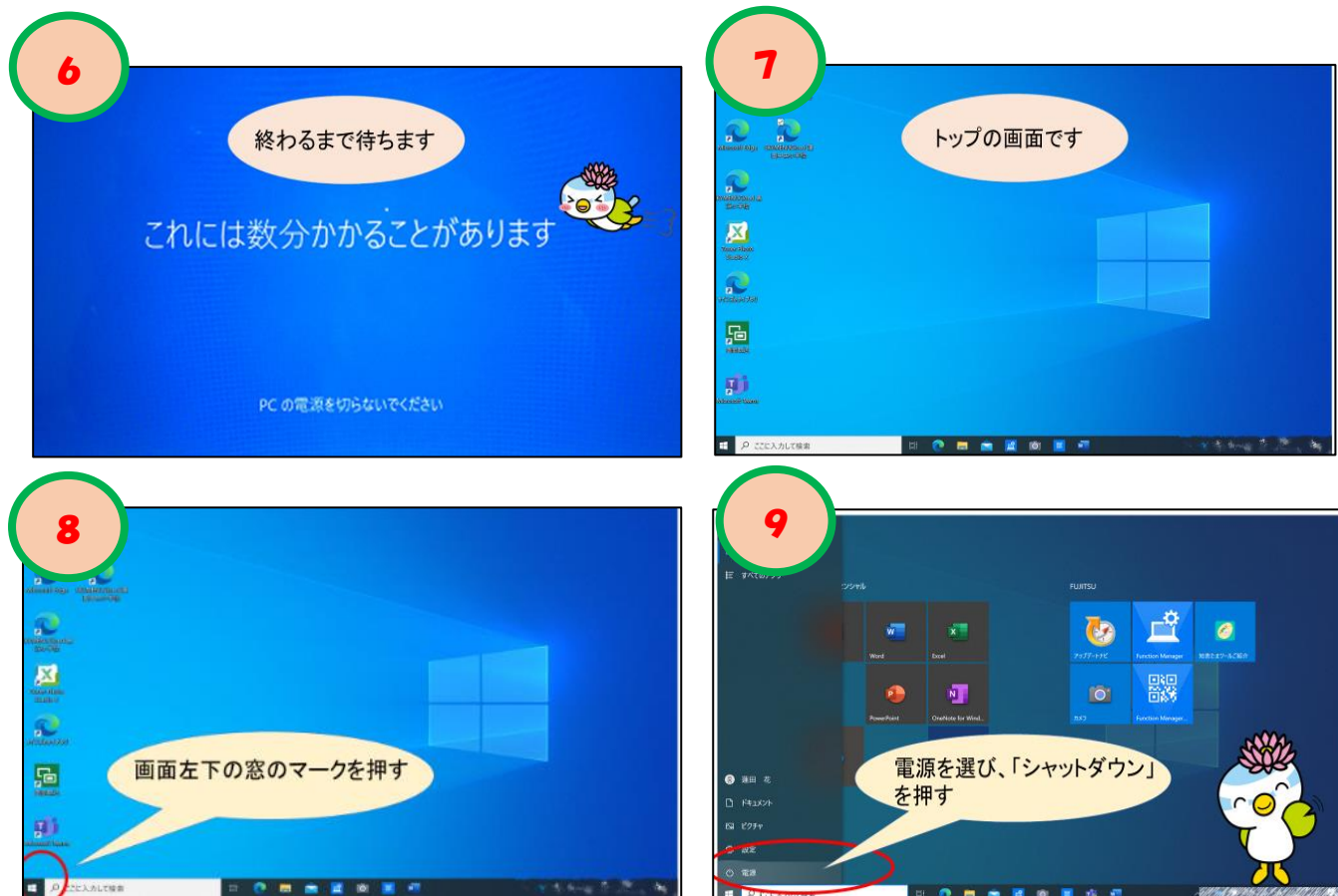
自宅のWi-Fiにパスワードがある場合は入力してください



5

自分のIDとパスワードを入力して、「→」を押す





4-2 学習ソフトについて

・ログインアカウント

蓮田市より発行されるログインアカウントは下記4つです。

N o	システム名	I D	パスワード
1	タブレット P C ログインアカウント	* * * * * @hasuda-edu. ed. jp	
2	Microsoft 3 6 5 ログインアカウント (T e a m s など)		
3	スカイ ログインアカウント		
4	e ライブラリアドバンス 「学校コード」 ()		

No. 4 の e ライブラリアドバンスの「学校コード、ログイン ID、パスワード」は各学校から配られます。

・主な学習ソフトの種類

ソフトの用途	Microsoft 3 6 5
文書処理	 Word ワード
表計算	 Excel エクセル
プレゼンテーション	 PowerPoint パワーポイント
アンケート、問題	 Forms フォーム
ホワイトボード	 Whiteboard ホワイトボード
ビデオ会議ツール	 Teams チームス

スカイ	学習活動端末支援Webシステム SKYMENU Cloud
e ライブラリ アドバンス	

5 タブレットP C等の紛失・破損の対応について

1 紛失対応

- ・タブレットP Cを紛失したときは、緊急性があるため、以下の対応をお願いします。タブレットP Cの付属品の紛失は②以下の対応をお願いします。

- ① 電話を学校へする。(保護者 → 担任 → 校長)
- ② 「紛失届」を担任に提出、状況確認
- ③ 代替えタブレットP C等の受領 (学校 → 児童生徒)

2 破損対応

- ・タブレットP Cを破損したときは、以下の対応をお願いします。

- ① 本体等と「破損届・修理願」を担任に提出、状況確認
- ② 代替えタブレットP C等の受領 (学校 → 児童生徒)

※学校で破損した場合は、保護者の方へ状況報告等の連絡を入れます。

3 弁償費用

- ・タブレットP Cの紛失や悪質な行為等の理由による破損は、再購入、修理に係る費用を弁償していただく場合があります。

(弁償費用)

- ・タブレットP C紛失・・・60,000～円
- ・タブレットP C破損・・・基本18,000円＋破損箇所の部品代

※修理不可能な場合は、紛失と同じ弁償費用になります。

- ・ACアダプタ・・・7,000円

様式第2号ー1（要綱第11条関係）

令和 年 月 日

蓮田市立 学校長 宛

年 組 番 児童・生徒氏名

保護者氏名

タブレットPC等管理番号

タブレットPC等紛失届

下記の理由により、タブレットPC等を紛失いたしましたので、届け出るとともに、代替え品の貸与をお願いいたします。なお、代替え品の貸与にかかる費用を全額負担いたします。

紛失理由

① 紛失したものに○を付けてください。

タブレットPC本体・キーボード・ACアダプタ・その他（ ）

② 紛失した日時（紛失に気が付いた日）

令和 年 月 日 時頃

③ 紛失状況（どのような状況で紛失しましたか。）

様式第2号ー2（要綱第11条関係）

令和 年 月 日

蓮田市立 学校長 宛

年 組 番 児童・生徒氏名

保護者氏名

タブレットPC等管理番号

タブレットPC等破損届・修理願

下記の理由により、タブレットPC等を破損いたしましたので、届け出るとともに、修理をお願いいたします。

破損理由

① 破損したものに○を付けてください。

タブレットPC本体・キーボード・ACアダプタ・その他（ ）

② 破損した日時（故障に気が付いた日）

令和 年 月 日 時頃（第 校時・教科 ）

※授業中の場合は（ ）内を記載

③ 破損場所（例 教室、校庭）

④ 破損内容（例 画面にひびが入った。）

⑤ 破損理由（どのような状況で破損してしまいましたか。）

6 タブレットP Cを安全に使用するために

タブレットP Cを安全に使うために以下のような仕様になっています。

1 タブレットP Cにかかる安全設定

- ☐ ウィルス対策 (Microsoft Defender)
- ☐ フィルタリングソフトによる有害サイトの閲覧制限
- ☐ 利用ログによる利用状況管理

2 運用ルールについて

- ☐ 「タブレットP Cご利用の手引き」
- ☐ 「タブレットP Cを使うときの約束」
- ☐ 蓮田市立小学校及び中学校学習者用タブレットP C等貸与要綱
- ☐ 蓮田市モバイル Wi-Fi ルーターの貸与事業実施要綱

3 情報モラル教育

- ☐ 安全に利用するための情報モラル教育 (スカイ「Net モラル教育」)
- ☐ 埼玉県ネットトラブル注意報の活用

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/internet/net.html>



- ☐ 文部科学省ホームページ 「情報モラル教育の充実」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm

- ☐ 保護者が正しく知っておきたい4つの大切なポイント



- ☐ 情報モラル学習サイト



4 トラブルシューティングへのヘルプデスク

タブレットP Cの操作等に関する問合せ先は、各学校となります。(土日、祝日を除く)